

平成30年度第2回陸前高田市都市計画審議会議事録

1 日時 平成31年2月21日(木)

午後1時31分 開議

午後3時05分 散会

2 場所 陸前高田市コミュニティホール大会議室A

3 議事

議案第1号 陸前高田市景観計画の改正について

議案第2号 都市計画陸前高田景観地区の決定について

議案第3号 都市計画高田地区地区計画の変更について

議案第4号 都市計画特定用途制限地域の決定について

4 出席委員(10人)

会長 畠山明夫 委員 鵜浦昌也 委員 乙部智明

委員 菅野秀一郎 委員 菅野稔 委員 西條一恵

委員 佐々木一義 委員 佐々木善仁 委員 長谷川節子

委員 村上雅広

5 説明のために出席した者

建設部長兼都市計画課長 阿部 勝 都市計画課計画係長 永山 悟

6 職務のために出席した職員

建設部都市計画課

課長補佐兼下水道係長 山口 透 主任 若林 謙一郎

主事 志田 一朗 主事 田畑 晶子 主事 長崎 翔太

7 審議会の概要

午後1時31分 開議

(1) 開会

○事務局(阿部部長)

お疲れ様でございます。定刻を少し過ぎましたので、只今より平成30年度第2回陸前高田市都市計画審議会を開会させていただきます。建設部長の阿部でございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、資料の確認をお願いいたします。次第がございます。裏面に委員の名簿がございます。配席図。資料1といたしまして、「陸前高田市景観計画の改正及び陸前高田市

屋外広告物条例の制定について」という資料がございます。資料2ということで、「陸前高田市景観計画の改正案」がございます。資料3として、「陸前高田市景観計画改正素案のパブリックコメントで出された意見と市の対応」という資料がございます。資料4ということで、「都市計画の決定・変更について」という資料がございます。参考資料1ということで、「平成30年度第4回陸前高田市景観審議会議事録」がございます。参考資料2として、「陸前高田市都市計画審議会条例」がございます。ございますでしょうか。

それから、本日の流れでございますが、開会して資料1の説明を行い、その後議事に入ってくださいますが、議事の説明が終わった後に、現地、松原の方に出向きたいと思しますので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、岡本副市長からご挨拶を申し上げます。

(2) 挨拶

○岡本副市長

ご紹介いただきました、副市長の岡本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日はお忙しい中お集まりいただきまして本当にありがとうございます。

前回の審議会は今年の5月に開催をさせていただきまして、区画整理事業の計画変更に伴う用途区域の変更、陸前高田市景観計画についてご審議をいただいたところでございます。ご案内の通り、本市では高田松原地区に震災の犠牲になられた方々、追悼、鎮魂及び震災の事実を教訓に未来に伝承するための高田松原津波復興祈念公園の整備が進められています。本日も視察という形で見ていただくこととなりますけれども、この津波復興祈念公園は、本市として本当に重要な施設だと思っております。この景観をしっかりと守っていき、祈念公園にふさわしい景観を形成していきたいというところから、昨年4月から景観行政団体に移行し、6月からは市独自の景観計画に基づいて景観形成を進めてきたところでございます。今回皆様にご審議いただきます、景観計画の改正や景観地区については、景観計画の内容をより実効性を持った制度にしていくためのものがございます。

今年の夏には新しい道の駅が一部営業開始する予定でございますし、また祈念公園につきましても釜石で行われるラグビーワールドカップのオープンまでに目指して諸整備が進められているところでございますので、本日は先に開催いたしました住民説明会やパブリックコメントでの意見、景観審議会での議論を踏まえてご説明をさせていただきますので、皆様には忌憚のないご議論をお願い申し上げましてご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（阿部部長）

本日の出席委員でございますが、お手元に配布しております委員名簿をもちまして、ご紹介に代えさせていただきます。木村委員と村上克夫委員からは欠席のご連絡をいただいております。

本日の市側の出席者を紹介いたします。副市長の岡本でございます。都市計画課から課長補佐の山口と計画係長の永山でございます。そのほか、都市計画課の職員が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、会議の成立について、事務局よりご報告いたします。本日は、委員12名の2分の1以上、10名の出席をいただいておりますので、陸前高田市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会が成立していることをご報告いたします。

本会議につきましては、事務局において議事録を作成いたします。つきましては、議事録の署名委員を、本日は村上雅広委員にお願いします。また、議事録を作成する都合上、録音させていただきますので、ご了解をお願いいたします。

議事に入ります前に、「陸前高田市景観計画の改正及び陸前高田市屋外広告物条例の制定について」、事務局よりご説明をさせていただきます。

(3) 議事

○事務局（永山係長）

それでは、私から資料の説明をさせていただきます。座って失礼いたします。

まずは、資料1をご覧ください。先般、事前の説明会ということで資料の説明をさせていただきましたけれども、ご欠席の方もいらっしゃいましたので、全体を一通り説明させていただきたいと思っております。陸前高田市景観計画の改正及び陸前高田市屋外広告物条例の制定について、ということで、本日も審議いただく内容の全体像について、要点を説明するものでございます。

開いていただきまして1ページです。はじめに、ですが、当市は平成30年の6月から陸前高田市景観計画の運用を行っておりまして、このたび、復興祈念公園周辺地区等における景観形成をより良く進めていくため、このたび、復興祈念公園周辺地区等における景観形成をより良く進めていくため、また、複数の基準が存在していた屋外広告物の規制について、より分かりやすい仕組みとするため、以下のように景観計画の改正等を行うものでございます。1つ目、「復興祈念公園周辺地区」「今泉中心地区」に景観地区というものを導入します。2つ目、陸前高田市屋外広告物条例を制定します。3つ目、重点景観地域に「高田まちなか地区」を追加します。4つ目、幹線道路沿道地区にシンボルロード、高田北幹線を追加します。一番下を見ていただきまして、5、その他とありますが、1点

目、新たに「景観重要公共施設」の仕組みを導入します。

次の2ページには、区域図ということで全体図と、さらにつづいて3ページには、市街地付近を拡大したものがございます。4ページからが、変更点について具体的に示したところでございます。変更①「復興祈念公園周辺地区」「今泉中心地区」に景観地区を導入、ですけれども、先にこの復興祈念公園周辺地区と今泉中心地区の位置ですが、3ページに戻っていただきまして、ここの祈念公園を含む黄緑色のハッチングのエリアが復興祈念公園周辺地区としております。高田・今泉共にかさ上げの下のところまでを範囲にしています。また、今泉中心地区は、今泉のところに小さいですがオレンジ色の網掛けがあるかと思えます。大庄屋を含む今泉の中心部を指定しているものでございます。4ページに戻っていただきまして、まず景観地区とは、ですが、都市計画法に基づく「景観地区」とは、市街地の良好な景観の形成、保全を目的として定めるものです。景観地区を定めることで、建築確認申請との連動や、工事の施工停止命令が可能となるなど、より良い景観形成を進めることができます。今回導入する目的ですけれども、復興祈念公園と調和した景観形成が求められる「復興祈念公園周辺地区」と、歴史・文化をいかしたまちづくりが求められる「今泉中心地区」において、景観の基準に適合しないものへの規制力をより高めるため、景観地区を導入いたします。主な変更点、効果ですけれども、建物の高さや壁面の位置は、建築確認申請の要件になります。建築物の建設等を行う際は、市長の認定を受けていただいてから着工が可能となります。無届けの場合や基準に適合しない場合、施工停止命令等の措置がとられます。※印ですが、このように手続きは変わりますが、認定申請の対象となる行為や、景観規制の基準は変わらないものになっています。

つづきまして5ページをお開きください。変更②陸前高田市屋外広告物条例を制定、です。屋外広告物条例とは、屋外広告物法に基づきまして、良好な景観の形成や維持のため、屋外に表示される看板や広告について、必要な規制の基準を定めるものです。今回制定する目的ですが、現在、陸前高田市では、屋外広告物の規制について、岩手県屋外広告物条例、陸前高田市景観計画、高田地区地区計画の3つの基準が存在している状況でございます。ですので、今回新たに「陸前高田市屋外広告物条例」を制定して基準を統一し、市民や事業者さんにとって分かりやすいものになりたいと考えております。対象区域は市の全域となっております。変更点、効果ですけれども、岩手県への屋外広告物の許可申請が不要になりまして、陸前高田市への許可申請に一本化されます。屋外広告物に関しては、景観計画や地区計画に基づく届出は不要になります。※印ですが、許可申請の対象となるものや、許可の基準については、重点景観地域については現在の景観計画の基準を準用しま

すし、一般景観地域については県の屋外広告物条例の基準を引き継ぐものになっております。下にイメージが書いておりますので、ご覧ください。

続いて6ページ、変更③重点景観地域に「高田まちなか地区」を追加、でございます。こちらも位置を確認する為に3ページにお戻りください。高田まちなか地区は、今のアバッセを中心とした高田の中心部、ベージュで塗られた場所になります。6ページに戻っていただきまして、重点景観地域とは、ですけれども、本市の景観計画では、市全域を対象区域としておりますけれども、その中で特に重点的に景観形成に取り組むべき地域を「重点景観地域」としてしています。今回追加する目的ですが、市の中心市街地では、「まちなかデザインガイドライン」等によって緩やかな景観づくりを行ってきたところでございますが、陸前高田市景観計画と屋外広告物条例による一体的な景観形成を行うために、重点景観地域に新たに「高田まちなか地区」を追加するものです。主な変更点、効果ですけれども、まちなか地区について、これまで、ガイドラインに基づいて任意に色彩等の規制、誘導をしていたものが、今回、景観計画に基づいて市に届出いただくこととなります。届出の対象になる行為と、景観形成の基準は、下の表のとおりとなりますので、お目通しください。

つづきまして7ページ、変更④幹線道路沿道地区にシンボルロード、高田北幹線を追加、でございます。幹線道路沿道地区とは、景観計画の重点景観地域のうち、復興祈念公園につながる市内の幹線沿道について、周辺の自然やまちなみと調和がとれた景観の形成を目指す地区でございます。今回追加する目的ですけれども、シンボルロードと高田北幹線、下の図の赤い場所につきましては、アップルロードと接続されて、復興祈念公園に至る主要幹線となることから、今回、幹線道路沿道地区に追加するものです。主な変更点、効果ですけれども、対象区域において建築物の建設等行う際には、景観計画の幹線道路沿道地区の基準に基づいて市に届出いただくこととなります。

8ページ、変更⑤その他の中で、景観重要公共施設の指定について、でございます。景観重要公共施設とは、道路、河川、公園などの公共施設も景観を構成する要素であることから、良好な景観の形成に重要な公共施設を対象として、整備にあたって配慮すべき事項等を定めるものです。指定の目的ですが、建築物や屋外広告物等の景観誘導と合わせて、公共施設も含めて一体的に良好な景観形成を進める必要があることから、指定するものでございます。その下、指定の方針ですけれども、ア 当計画区域内の良好な景観を形成する上で、骨格となる道路又は河川等であること。イ 復興のシンボルとなる空間を構成するなど、当市の景観にとって重要な公共施設であること、としておりまして、それに基づ

いて選定した対象施設が下のものになっております。河川、道路、公園、海岸等を指定しているものでございます。こちらにつきましては、基本的には行政、国、県、市が守っていくべきルールとなっております。

つづいて9ページには、今回の変更を含めて、景観計画・条例を運用した際のイメージを掲載しています。

右の10ページには、景観計画等に係る手続きということが上段に書かれております。

最後に改正のスケジュールですけれども、下のほう、2月21日、本日、陸前高田市都市計画審議会を行いまして、3月に屋外広告物条例や景観条例の改正等について、市議会でご議論いただきます。4月から6月は、周知期間と確保しておりまして、7月に改正、もしくは条例等の施行というスケジュールになっております。

資料1についての説明は、以上でございます。

○事務局（阿部部長）

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見はございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○鶴浦委員

一点確認をいたしますが、高田まちなか地区の重点景観地域の指定についてお聞きします。その地域には既にお住まいになっている方や事業を展開されている方がおりますが、そういった方々については、重点景観地域に指定されることによる影響、生活に何らかの支障があるのかどうか、あるいは、ご本人たちが全て承諾されているのか、その辺はいかがでしょうか。

○事務局（永山係長）

高田まちなか地区についてですけれども、今回指定する基準は、この前にありました、まちなかガイドラインというものの内容を計画に引き継ぐようなものになっております。その元々のガイドラインは、商工会の皆さんや、出店する皆さんと議論して決めたものになっておりまして、実際建っている建物については、そういった内容に沿ったものになっておりまして、今回指定した後も基本的にはその内容になっておりますので、支障はないかと思っております。ただ、個別に皆さんにこの件についてご説明はしておりませんで、説明会等で代えさせていただいた状況でございます。

○鶴浦委員

その説明をしていないということですが、今後何らかの形で説明し、ご了承をいただくということですか。

○事務局（阿部部長）

もともとガイドラインとして皆さんには周知をしていたものです。あとは、その都度、お店をつくるとか、そういう際に事前に協議いただいております、この色は大丈夫ですねとか、ちょっと基準を超えているのでこの色でどうでしょうといった調整はさせていただいて、個別にそういうやり取りをさせていただいているところでございます。

○鶴浦委員

今後、俗に言われているコンビニの色が、すべからく規定通りにはマッチしないだろうと思うのですが、今後新たにコンビニが立地される場合においては、この色通りにやってくださいという交渉をされるということですよ。

○事務局（永山係長）

その通りでございますが、今セブンイレブンさんが新しくできておりますけれども、あちらもこの基準に沿っております。例えば平泉町ですとけっこうしっかり抑えられたようなものが建っておりますけれども、基本的には今のセブンイレブンさんのようなものは、基準内となっております。

○佐々木委員

改正のスケジュールについて、平成31年の12月12日というのは間違いではありませんか。

○事務局（永山係長）

申し訳ございません。誤りでございます。

○佐々木委員

もうひとつ、ルートのことですけれども、45号線が高速道路と下とありますよね。38号線がありますけれども、そういう国道の設定の仕方でいいのでしょうか。国道45号というのは昔松原の方にありましたが、今度上の方にも高速道路で45号とありますよね。あれも45号ですか。2つあっても問題はないのですか。

○岡本副市長

そういう道路の路線の設定の仕方をしているものもあり、区間が2つあっても問題はありません。

○佐々木委員

松原の運動公園の電信柱にえらい高いものがありますけれども、あれには高さの制限はないのですか。

○事務局（阿部部長）

施設内に、サッカー場や野球場の脇にも設置されますが、ボールが道路など公園の外に出ないように防球ネットを設置してありまして、そのことではないかと思えます。

○佐々木委員

それは高さ制限はありますか。あれは工作物ですよ。

○事務局（永山係長）

今、あそこの工作物の高さの基準は12メートルになっておりますけれども、運動公園のポール自体の高さの数字を確認してまいりますので、少々お時間をください。

○事務局（阿部部長）

そのほかよろしいでしょうか。それでは、ここからの議事の進行につきましては、畠山会長をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【審議】

議案第1号 陸前高田市景観計画の改正について

議案第2号 都市計画陸前高田景観地区の決定について

議案第3号 都市計画高田地区地区計画の変更について

議案第4号 都市計画特定用途制限地域の決定について

○畠山会長

それでは、平成30年度第2回陸前高田市都市計画審議会の審議を進めてまいりますので、委員の皆さんのご協力をお願いいたします。次第に従いまして、4議事から進めてまいります。議案第1号 陸前高田市景観計画の改正について、議案第2号 都市計画陸前高田景観地区の決定について、議案第3号 都市計画高田地区地区計画の変更について、議案第4号 都市計画特定用途制限地域の決定について、以上4件について、一括して事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（永山係長）

それでは、引き続き説明させていただきます。

まずは、資料2の頭紙でございます。議案第1号 陸前高田市景観計画の改正について、審議を求めるものでございます。陸前高田市景観計画改正案をご覧ください。資料全体につきまして、変更した箇所を赤字で示してございます。まずは、ページを開いていただきまして目次をご覧ください。今回の変更に伴いまして、目次の構成がいくつか変わっております。第5章に「屋外広告物の表示に関する行為の制限」ということで、屋外広告物条例を制定するのに伴いまして、この項目が追加されております。また、一番後ろに資料編ということで、屋外広告物条例の概要について記載してございます。

ページをめくっていただきまして1ページでございます。第1章 景観計画の基本事項ということで、景観計画とは、あるいは景観計画の改正についてということで、今回の変更に伴う内容を追加してございます。

つづきまして、少し飛びまして、9ページ、10ページをお開きください。こちらは、高田まちなか地区を重点景観地域に追加したことに伴いまして、加筆をしてございます。

つづきまして、12ページをお開きください。こちらが、区域の全体図、そして、次のページが、市街地部分について拡大した場所になっておりますけれども、今回の変更に伴いまして、高田まちなか地区や幹線道路沿道地区にシンボルロードと北幹線が記載されてございます。

つづきまして、16ページをお開きください。こちらは、第2 地域別の景観形成の方針でございますけれども、こちらにも、高田まちなか地区を記載してございます。

つづきまして、18ページでございます。こちらは、第4章 良好な景観形成のための制限等というところでございますけれども、制限等のしくみに、今回、景観地区が導入されたことに伴いまして、認定という手続きになりますので、その旨について記述してございます。

つづきまして、26ページをお開きください。26ページは、4 認定申請の適用除外について、と書いてございます。こちらは、前の23ページに3 届出の適用除外についてという項目がございますけれども、それに倣いまして、認定申請の適用除外についても記載しているページでございます。

28ページをお開きください。第3 景観形成基準ということで、ここからが、規制の中身の内容になってございます。1 重点景観地域の建築物のところ、2点変更がございまして、まずは復興祈念公園周辺地区と今泉中心地区がオレンジの網掛けになっておりますけれども、ここの部分が景観地区で規定される内容になってございます。そして、高田まちなか地区も追加してございます。

次のページ以降も同じように修正してございまして、34ページにお飛びください。先ほどは建築物の内容でしたけれども、34ページからの工作物、柱などですね、そういったものについても、景観地区を網掛けしているのと、高田まちなか地区を追記しております。

45ページをお開きください。45ページは3 景観地区における認定申請の手続きについて、追加しております。

46ページは、第5章 屋外広告物の表示に関する行為の制限ということで、屋外広告

物条例で屋外広告物を規制する前段の考え方について整理したものを書いてございます。重点景観地域など、各地区について、考え方を記載してございます。

50ページをお開きください。こちらは、第4 景観重要公共施設に関する事項ということで、今回指定する公共施設の一覧ですとか、51ページにはその図面を記載してございます。52ページに具体的に配慮すべき事項を、3 整備に関する事項、4 占用等に関する事項ということで、整理してございます。

54ページをお開きください。資料編とはなっておりますけれども、陸前高田市屋外広告物条例のあらましということで、ここ以降に、今回、屋外広告物条例を制定しますけれども、その内容を示しております。54ページには、第1 屋外広告物条例の構成ということで、下の方には広告物の分類が記載されております。次のページも引き続き分類でございまして、

56ページでございます。第2 許可の対象等について、1 禁止広告物、中段に行っていただきまして、2 禁止物件など記載してございます。

続きまして、57ページでございますが、3 広告物の許可ということで、許可申請が必要な広告物の基準、共通許可基準を示してございます。58ページは、4 適用除外について記載してございます。

60ページをご覧ください。60ページからが第3 許可基準ということで、具体的な内容を記載してございます。重点景観地域について簡易広告物、次のページ、61ページが建築物利用広告物と続いてまいります。重点景観地域につきましては、昨年6月から運用しておりました、景観計画の内容などについて、準用した内容になってございます。つぎ、65ページからは、2 一般景観地域ということで、重点景観地域以外の区域でございまして、これも、簡易広告物、建築物利用広告物と続いてまいります。こちらについては、これまでの県の条例の内容を引用しているものでございます。

70ページをお開きください。第4 許可申請の手続きについてということで、1 許可申請の手続き、下の方に2 変更等の申請等、71ページ、72ページは許可手数料や許可の更新期間について記載しております。資料2の説明は、以上でございます。

つづきまして、資料3「陸前高田市景観計画改正素案のパブリックコメントで出された意見と市の対応」でございます。出された意見書は、1通でございます。意見の要旨ですが、「本丸公園は、避難道の整備、都市公園としての再整備が計画されていたと思います。再整備後でもかまいませんが、高田まちなか地区とも近いことから、景観重要公共施設として追加されてはいかがでしょうか。」です。市の考え方ですが、「本丸公園は、中心市街

地に近い避難場所であるだけでなく、貴重な自然的環境があり、景観上の配慮が必要な公共施設であると認識しています。景観重要公共施設の指定については、今後の整備とあわせて検討してまいります。」ということで、本丸公園の整備は今後になってまいりますので、その整備の進捗を見て検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、議案1について、資料2と資料3を説明させていただきました。

続きまして、議案第2号以下ということで、資料4「都市計画の決定・変更について」を説明させていただきます。ページをめくっていただきまして1ページでございます。この度の都市計画の決定・変更について、となっております。こちらにつきましては、先ほど説明させていただいた内容と同じでございます。それに伴いまして、今回、議案第2号 都市計画陸前高田景観地区の決定について、議案第3号 都市計画高田地区地区計画の変更について、議案第4号 都市計画特定用途制限地域の決定について、ということで、都市計画法に基づいて、この3つを決定・変更するというものでございます。下に、2番、住民説明会などを記載してございます。このような日程で説明会、縦覧等を行ってございまして、都市計画についての意見書等は今回特になかったものでございます。

右側の2ページ目、議案第2号 都市計画陸前高田景観地区の決定について、審議を求めるものでございます。3ページ、説明内容でございます。1 景観地区とは、でございますが、先ほど説明したものの補足になりますが、これは景観法に基づいて都市計画法による都市計画として定めるものでございます。2 決定の目的ですが、こちら先ほどと同様になってございまして、3 景観地区の案の内容です。面積は258.9ヘクタールとなっております。制限内容は、右側に、計画書の通りと書いてございますが、先ほどご覧いただきました、景観計画の復興祈念公園周辺地区と今泉中心地区の建築物についてと同じ内容になってございます。6ページをお開きください。こちらには法定図書の理由書、7ページ、8ページには図面を掲載してございますので、お目通しください。

つづきまして9ページ、議案第3号 都市計画高田地区地区計画の変更についてでございます。10ページをご覧ください。1 地区計画についてですが、都市計画法に基づく「地区計画」とは、良好な生活環境等の確保のために、区域内における建築等の行為に関して、用途地域よりさらにきめ細やかなルールを定めるものです。今回変更する目的ですが、景観計画の改正を機に、市民や事業者にとって分かりやすい屋外広告物の規制を進めるため、新たに市の屋外広告物条例を今回制定しますが、このことに伴いまして、もともと高田地区地区計画につきまして、中心市街地の屋外広告物を規制するために指定していた「まちなか地区」を廃止するものでございます。下が変更の内容となっております。

「まちなか地区」という区域が外れますし、地区計画による屋外広告物の規制がなくなることとなります。11ページに範囲を示してございます。12ページ以降が法定図書になってございまして、計画書、14ページが理由書、15ページ以降が図面を掲載してございます。

19ページをお開きください。議案第4号 都市計画特定用途制限地域の決定について、でございます。20ページが説明資料になってございます。特定用途制限地域とは、都市計画法に基づくものでございまして、用途地域が定められていない土地の区域内において、その良好な環境の形成又は保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物の用途の制限の内容を定める地域でございます。都市計画の決定の目的ですが、復興祈念公園は、震災で犠牲になられた方々を追悼・鎮魂し、震災の事実と教訓を後世に伝えるために整備されるものですが、その周辺地域についても、復興祈念公園と調和のとれた良好な景観と環境を維持するために、建物の用途の一部を規制する「特定用途制限地域」を決定しようとするものです。決定の内容ですが、次の21ページをご覧ください。こちらの紫色の網掛けがなされたエリアに「特定用途制限地域」というものを定めまして、右側に制限する内容を書いておりますけれども、風俗施設やキャバレーその他、マージャン屋、カラオケボックスなどを制限するものでございます。22ページ以降は法定図書ということで、計画書、理由書、図面などを改めて掲載してございますので、お目通しいただければと思います。

長くなりましたけれども、資料の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**島山会長**

事務局からの説明は以上になりますが、審議に入ります前に、全員で現地を確認し、この場に戻ってから審議に入りたいと存じます。現地確認の時間は概ね30分程度です。事務局が誘導しますので、移動をお願いします。

○**事務局（阿部部長）**

それでは、現地の方にご案内したいと思いますので、よろしく願いいたします。

（現地確認を実施）

○**事務局（阿部部長）**

大変お疲れ様でございました。議事を再開する前にご報告いたします。先ほど、運動公園の防球ネットの高さの件がありました。調べましたら、10.3メートルと8.3メートルという高さでございます。

○**島山会長**

皆様お疲れ様でした。それでは審議に入ります。議案は、1件ずつ審議したいと思います。はじめに、議案第1号 陸前高田市景観計画の改正について、質問、ご意見はありませんでしょうか。

(「なし」の声)

○畠山会長

それでは意見等ないようですので、お諮りいたします。議案第1号 陸前高田市景観計画の改正について、議案の通り承認することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○畠山会長

それでは異議なしと認め、議案の通り承認します。

次に、議案第2号 都市計画陸前高田景観地区の決定について、質問、意見等はございますでしょうか。

(「なし」の声)

○畠山会長

それではご意見等ございませんようなので、議案第2号 都市計画陸前高田景観地区の決定について、議案の通り承認し、岩手県知事に協議することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○畠山会長

それでは、議案の通り承認します。

続いて、議案第3号 都市計画高田地区地区計画の変更について、質問、意見等ございますでしょうか。

(「なし」の声)

○畠山会長

それではご意見等ございませんので、お諮りいたします。議案第3号 都市計画高田地区地区計画の変更について、議案の通り承認し、岩手県知事に協議することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○畠山会長

それでは異議なしと認め、議案のとおり承認します。

最後に、議案第4号 都市計画特定用途制限地域の決定について、質問、意見等ございますでしょうか。

○鵜浦委員

資料の21ページなのですが、特定用途制限地域の決定概要ということで、96ヘクタールの場所なのですが、この96ヘクタールの地域について、現段階で、活用の見込みとどうか、どういった用途に使われていく見込みにあるのか、わかる範囲で説明いただきたいと思います。

○事務局（阿部部長）

このエリアにつきましては、国道45号の北側には若干の民地が何筆かございますが、特にそこについて具体的な計画があるという風には伺っておりません。また、先ほど脇を歩いて参りましたが、高田沖農地については、震災前の通り、農地として復旧することになっております。それから、以前県立高田病院があった辺り、奈々切の辺り、私どもは今泉北地区と呼んでおりますが、そこについては、民間の業者さんの農業のテーマパークと言われるものの構想が練られているというような状況でございます。今泉につきましては、特にこのエリアについては、計画は今現在ございません。

○鵜浦委員

具体的にお聞きしますが、高田沖の圃場は全て96ヘクタールの中に入っているということですね。であるならば具体的に圃場の面積を教えてくださいたいと思います。そしてもう一つ、農業のテーマパークの面積はどれくらいを見込まれているのか、教えてくださいたいと思います。

○事務局（永山係長）

明確な数値を持ち合わせていないんですけれども、農業のテーマパークの方は、大体30ヘクタール程度になっております。この図面上で見ると、高田沖の農地も大体それくらいではないかと思えます。もし具体的な数字が必要でしたら、高田沖の方は農林課等に確認して、後ほどお伝えしたいと思えます。

○岡本副市長

一点補足をすみません。農業のテーマパークについては、今泉北地区のエリアは30ヘクタールくらいあるんですけれども、それを全部使ってやるのかということは、まだ決まっていないことで、これから考えていくことなので、テーマパーク自体をやろうという話がありますけれども、その面積が何ヘクタールかと言われると、そこはまだ決まっていないので、そこはご理解いただければと思います。

○鵜浦委員

何でお聞きしたかといいますと、今注目されているILCが北上山地に計画される可能

性がございますよね。仮に北上山地に誘致が決まった場合に、これは気仙各地の議員連盟の方で話し合っている話で、ここで出す話ではないのかもしれないのですが、例えばI L Cの誘致が決まったならば、大船渡港を荷揚げ場にして、荷揚げたものを、高田の高田沖圃場の辺りに工場を作って、というような話がございまして、そういったことが可能なのかどうなのかということで今お聞きしたわけですが、大体そうすると96ヘクタールのうち、農業テーマパークが30、高田沖の圃場を復活させるのが30くらいということで、残り3分の1が余っているというような形でよろしいのか、その辺を少しお聞きしたいと思います。

○事務局（阿部部長）

副市長も話されましたが、全て30を使うのかとか、その辺も、あの辺りを使って検討しているという段階ですので、今の段階でどのくらい余っているか、使えるかというのは分かりかねるというような状況でございます。

○畠山会長

ほかにご質問等はございませんでしょうか。

（「なし」の声）

○畠山会長

他に意見等ございませんようなので、議案第4号 都市計画特定用途制限地域の決定について、議案の通り承認し、岩手県知事に協議することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

○畠山会長

それでは異議なしと認め、議案のとおり承認します。

次に、議事のその他ですが、委員の皆様から、何かございますか。

（「なし」の声）

それでは何もないようなので、事務局からは何かありますか。

○事務局（阿部部長）

事務局もございません。

○畠山会長

それでは、以上で本日の議事を全て終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

(4) その他

○事務局（阿部部長）

畠山会長、ありがとうございました。続きまして、次第の5 その他でございますが、特に事務局はございませんが、皆様から何かよろしいですか。

(「なし」の声)

では、最後に副市長からご挨拶を申し上げます。

○岡本副市長

長時間にわたりご審議をいただき、また、現地の方を見ていただき、ありがとうございました。この景観地区などの計画につきましては、しっかりと大切な重要な施設である公園の景観を守っていくと同時に、秩序のある開発といいますか、商業をされる皆様方にも迷惑がかからない、それもちゃんと考えながら練ったつもりでございます。

乱開発と言ったら語弊はありますが、自由にやるのも大事なことですけれども、そういったことでやっていくと、どんどん派手になっていくと言いますか、田園風景が中々守られなくなってくる。でも一定のルールの中でしっかりと競争も含めて民間の方にもしっかりと頑張ってくださいつつ、ルールの中で景観を守っていくという、そういうところを目指してやってきたつもりでございます。

今後、規則は作りしましたので、市としてもしっかりと運用に移していきたいと思っておりますし、地元の皆様方のご協力も含めて一緒にやっていきたいと思っておりますので、どうぞ引き続きよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

(5) 閉会

○事務局（阿部部長）

それでは以上をもちまして、平成30年度第2回都市計画審議会を閉会させていただきます。大変ありがとうございました。

午後3時05分 散会